



令和 6 年 12 月 23 日

「美しいひこね創造条例」の廃止(案)について、意見公募を実施します

「美しいひこね創造条例」は、平成 17 年(2005 年)12 月に制定、平成 18 年(2006 年)4 月から施行し、間もなく制定から 19 年が経過しようとしています。

これまで多くの市民の方に参加いただいた一方で、いくつかの課題を抱えている現状にあり、近年は規模が減少傾向にあります。そのため、一部の経過措置を設けた上で、今年度末(予定)をもって条例を廃止することについて、市民の皆様からのご意見等を募集します。

記

1 案件名

「美しいひこね創造条例」の廃止(案)について

2 意見募集の趣旨および概要公開の場所

まちづくり推進課および情報公開コーナー(市役所本庁舎 1 階)、支所・各出張所、彦根市ホームページ

3 意見募集の趣旨および概要の公開と意見の提出期間

令和 6 年 12 月 24 日(火)～令和 7 年 1 月 22 日(水)16 時 45 分(必着)

4 提出方法

意見提出様式に記入の上、まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX または E メールで提出してください。提出に当たっては、必ず住所および氏名をご記入ください。

5 その他

お寄せいただいたご意見等は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表します。なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

<問合せ先>

まちづくり推進課

担当：岡本、関谷

電話：0749-30-6117

FAX：0749-24-3288

E-mail：machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp